

2021（令和3）年度

中国・四国ブロック
青少年育成アドバイザー連合会
総 会

新型コロナウイルス感染症拡大のため開催を断念、書面表決とする。

（予定）

と き：2021（令和3）年6月19日（土）14：00～15：00

ところ：香川県教育会館 2階 第1・2会議室

〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6番40号

TEL：087-833-0013

次 第

1 開会あいさつ

2 議長選出

3 議事

- (1) 第1号議案 2020(令和2)年度 事業報告
- (2) 第2号議案 2020(令和2)年度 会計決算報告
- (3) 第3号議案 2020(令和2)年度 監査報告
- (4) 第4号議案 2021(令和3)年度 事業計画(案)
- (5) 第5号議案 2021(令和3)年度 会計予算(案)
- (6) 第6号議案 役員改選(案)
- (7) その他
 - ・全日本青少年アドバイザー連合会

4 議長解任

5 情報交換・事務連絡

6 閉会あいさつ

令和2年度総会が開催できず、役員会での書面決議をもって承認し、令和3年度総会にて再度承認を得るために、活動方針（案）と表記したまま掲載しています。

1 活動方針（案）

青少年育成国民会議が解散して11年が経過したものの、全日本青少年育成アドバイザー連合会は結成24年を迎えました。これからも、私たちは自立し、力強く前進していかなければと考えています。全日本青少年育成アドバイザー連合会は、2018年度には念願であったアドバイザー養成講座に必要なテキストができあがり、活用することもでき、また、2019年度には全国で活躍する青少年育成アドバイザー会員の活動報告書「共に育つ喜び」が刊行できました。これらを有効に活用して、より一層なかまを増やし、

- ① 青少年が次代の日本を担うものとしての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を拓き希望に満ちて生きるように支援します。
- ② 保護者や青少年を指導する立場にある者はもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成に努めます。
- ③ 政府及び公共団体の青少年施策の強化を求めるとともに、これに協力して十分にその効果をあげるように活動します。

以上の3個の目標を明確にして、組織の活性化を図っていくこととすると謳っています。

この全日本青少年育成アドバイザー連合会の活動方針を受け、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会は、永年積み重ねてきた運動を振り返り、組織と活動の進展状況を的確に把握しながら、青少年の現状と課題を明らかにし、私たちの役割を再確認して、より一層「志」と行動力を結集して切磋琢磨していきたいと考えています。

令和2（2020）年度は、新年1月から流行拡大となった新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3密回避や県外を越えての外出自粛要請など、さまざまな対応が望まれ、総会をはじめ各種会合を中止しました。自分や周りの人たちの命を守るためにはやむ得ないことと判断しました。異例の対応を実施した年度でありました。しかし、皆さんのご協力・ご支援のもと文書送付での対応で進めることができました。

【重点目標】

- 1 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- 2 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- 3 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画し、その活性化を図ります。
- 4 「青少年健全育成基本法」の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

【具体的な活動内容（案）】

- 1 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます
(1) 自分自身のアドバイザーとしての活動を見直します。
(2) 各県との連携を拡充して、情報交換の強化を図ります。

- 2 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
(1) 家庭での「子どもと一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・遊び・外出)運動の推進を図ろう。
(2) 地域での「子どもの出番をつくろう」(子どもたちが地域の行事に参画する～自治会・コミュニティ・公民館・児童館等関係諸団体が実施する地域行事)運動の推進を図ろう。
(3) 市区町村などで「子どもが輝く機会をつくろう」(子どもの生き生きと頑張る姿が発表でき、それを賞賛する機会をつくる)運動の推進を図ろう。

- 3 各都道府県・市町村民会議等の青少年健全育成運動へ積極的に参画し、その活性化を図ります。
 - ・ 都道府県民会議や市町村民会議等に、青少年育成アドバイザー協議会(連合会)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

- 4 「青少年健全育成基本法」の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。
 - ・ 青少年健全育成の町・街づくりをめざす関係団体などと連携を図り、国民運動を展開しよう。

2 事業報告

(期 日) (場所・会議名・参加者数・内容等)

令和2(2020)年4月18日(土) 岡山県岡山市岡西公民館 石井分館
中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会
第1回役員会
(内容) 総会議案書検討
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
資料を郵送、書面による議事の提案・審議で対応。)

(期 日) (場所・会議名・参加者数・内容等)
令和2(2020)年6月13日(土) 岡山県岡山市岡西公民館 石井分館
中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会総会
(内容) 総会議案議決
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
総会資料を各県会長・事務局長に郵送、書面による議事の提案・審議
で対応。)

令和2(2020)年9月19日(土) 島根県出雲市
～9月20日(日) ニューウエルシティ出雲
中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会
研究集会島根県大会
(内容) 基調講演・提言・交流会・実践報告
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
令和3年度に島根県にて延期開催とする。)

令和2(2020)年9月20日(日) 島根県出雲市 ニューウエルシティ出雲
第2回役員会
(内容) 令和2年度の事業・会計中間報告
令和3年度の事業計画・会計予算案・その他
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研究集会が中止に
なったことに伴い、開催を中止。)

各県の総会開催日(予定)

徳島県	月	日	()	広島県	月	日	()
愛媛県	月	日	()	山口県	月	日	()
高知県	月	日	()	島根県	月	日	()
香川県	5月16日	(土)	(書面決議)	鳥取県	月	日	()
				岡山県	月	日	()

令和2(2020)年11月23日(月) 祝日 香川県高松市 香川県教育会館
臨時役員会
(内容) 全日本アド連の動き
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
役員会資料を送付で対応。)

令和3年(2021年)4月 会計監査実施(監査報告書郵送にて実施)

(参 考)・・・全日本青少年育成アドバイザー連合会関連

令和2年(2020年)6月21日(日)兵庫県須磨市 シーサイドホテル舞子ビラ神戸

～ 6月22日(月) 神戸・淡路大震災後25周年を迎えて

全日本青少年育成アドバイザー連合会

令和2年度総会・研究集会

(内容) 総会議案書協議

研究集会・記念講演

事例発表・交流会・専門委員会

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。

令和3年度へ順延となる。)

令和3(2021)年2月 青少年育成アドバイザー養成講習会通信講座開講

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
会費	56,000	56,000	0	7,000円X 8県
繰越金	10,451	10,451	0	
雑収入	549	0	549	
合 計	67,000	66,451	549	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
会場費	2,000	0	2,000	役員会未開催
事務費	15,000	18,000	-3,000	役員会・総会資 料印刷代
通信費	5,000	13,804	-8,804	郵送料
組織費	20,000	0	20,000	研究集会中止 (島根県開催)
旅費	20,000	0	20,000	役員会未開催
雑費	1,000	0	1,000	
予備費	4,000	0	4,000	
合 計	67,000	31,804	35,196	

3 残高の部

収入66,451円—支出31,804円=残高34,647円

残高34,647円は令和3(2021)年度へ繰り越します。

会計監査報告

令和2（2020）年度（令和2（2020）年4月1日～令和3（2021）年3月31日）における中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会の会計監査を実施しましたので報告いたします。

1 会計監査の方法について概要

会計監査の方法について、帳簿並びに関係書類の閲覧により会計決算報告書の正確性を検討しました。

2 会計監査結果

会計決算報告書は、帳簿等の記載と一致し、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会の収支及び財産状況を正しく表記しているものと認めます。

令和3（2021）年4月30日

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会

監事 西岡 賦文 印

監事 清水 成真 印

監査報告書の原本掲載は、ご本人の直筆と印影が明確に判断できることから、規約第18条に基づき、個人情報保護のため氏名は印字、押印は省略したものを掲載させていただきます。

1 活動方針（案）

青少年育成国民会議が解散して12年が経過したものの、全日本青少年育成アドバイザー連合会は結成25年を迎えました。これからも、私たちは自立し、力強く前進していかなければと考えています。全日本青少年育成アドバイザー連合会は、2018年度には念願であったアドバイザー養成講座に必要なテキストができあがり、活用することもでき、また、2019年度には全国で活躍する青少年育成アドバイザー会員の活動報告書「共に育つ喜び」が刊行できました。これらを有効に活用して、より一層なかまを増やし、

- ① 青少年が次代の日本を担うものとしての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を拓き希望に満ちて生きるように支援します。
- ② 保護者や青少年を指導する立場にある者はもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成に努めます。
- ③ 政府及び公共団体の青少年施策の強化を求めるとともに、これに協力して十分にその効果をあげるように活動します。

以上の3個の目標を明確にして、組織の活性化を図っていくこととすると謳っています。

この全日本青少年育成アドバイザー連合会の活動方針を受け、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会は、永年積み重ねてきた運動を振り返り、組織と活動の進展状況を的確に把握しながら、青少年の現状と課題を明らかにし、私たちの役割を再確認して、より一層「志」と行動力を結集して切磋琢磨していきたいと考えています。

令和2（2020）年度からの新型コロナウイルス感染症流行を十分考慮しながら、3密回避や県をまたいで移動の自粛など、適切に感染対策を講じて、新しい生活様式に慣れながら事業の推進に努めていきます。

【重点目標】

- 1 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- 2 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- 3 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画し、その活性化を図ります。
- 4 「青少年健全育成基本法」の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

【具体的な活動内容（案）】

- 1 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます
 - (1) 自分自身のアドバイザーとしての活動を見直します。
 - (2) 各県との連携を拡充して、情報交換の強化を図ります。

- 2 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
 - (1) 家庭での「子どもと一緒に〇〇しよう」（食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・遊び・外出）運動の推進を図ろう。
 - (2) 地域での「子どもの出番をつくろう」（子どもたちが地域の行事に参画する～自治会・コミュニティ・公民館・児童館等関係諸団体が実施する地域行事）運動の推進を図ろう。
 - (3) 市区町村などで「子どもが輝く機会をつくろう」（子どもの生き生きと頑張る姿が発表でき、それを賞賛する機会をつくる）運動の推進を図ろう。

- 3 各都道府県・市町村民会議等の青少年健全育成運動へ積極的に参画し、その活性化を図ります。
 - ・ 都道府県民会議や市町村民会議等に、青少年育成アドバイザー協議会(連合会)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

- 4 「青少年健全育成基本法」の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。
 - ・ 青少年健全育成の町・街づくりをめざす関係団体などと連携を図り、国民運動を展開しよう。

2 事業計画（案）

（期	日）	（場所・会議名・参加者数・内容等）
令和3	（2020）年5月1日	香川県高松市 香川県教育会館会議室
		中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会
		第1回役員会
		（内容）総会議案書検討
		（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
		資料を送付、書面にて議事の提案・審議で対応。）

(期 日) (場所・会議名・参加者数・内容等)
令和3(2021)年6月19日 香川県高松市 香川県教育会館会議室
中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会 総会
(内容)総会議案決議
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止。
資料を送付、書面にて議事を決議。)

令和3(2021)年9月 日(土) 島根県出雲市
～9月 日(日) ニューウエルシティ出雲
第26回中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会
研究集会島根県大会
(内容)基調講演・提言・交流会・実践報告

令和3(2021)年9月 日(日) 島根県出雲市 ニューウエルシティ出雲
第2回役員会
(内容)令和3年度の事業・会計中間報告
令和4年度の事業計画・会計予算案・その他

各県の総会開催日(予定)

徳島県	月	日()	広島県	月	日()
愛媛県	月	日()	山口県	月	日()
高知県	月	日()	島根県	月	日()
香川県	6月12日(土)		鳥取県	月	日()
	(書面協議)		岡山県	月	日()

令和4(2022)年4月 会計監査実施(郵送にて実施)

(参考)…全日本青少年育成アドバイザー連合会主要事業から

令和3(2021)年6月13日(日)兵庫県須磨市 シーサイドホテル舞子ビラ神戸
(予定) ～6月14日(月) 神戸・淡路大震災後26周年を迎えて
全日本青少年育成アドバイザー連合会
令和3年度総会・研究集会
(内容) 総会議案書協議
研究集会・記念講演
事例発表・交流会・専門委員会

令和4(2022)年2月 青少年育成アドバイザー養成講習会通信講座

1 収入の部

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度	差引増減額	摘 要
会費	56,000	56,000	0	7,000円X 8県
繰越金	10,451	34,647	-24,196	
雑収入	549	3	546	利息等
合 計	67,000	90,650	-23,650	

2 支出の部

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度	差引増減額	摘 要
会場費	2,000	5,000	-3,000	役員会等
事務費	15,000	20,000	-5,000	役員会・総会資 料印刷代
通信費	5,000	15,000	-10,000	郵送料
組織費	20,000	20,000	0	研究集会(島根 県開催)
旅費	20,000	24,000	-4,000	役員会2,00 0円X12人
雑費	1,000	3,000	-2,000	
予備費	4,000	3,650	350	
合計	67,000	90,650	-23,650	

第6号議案

役員改選(案)

現役員(在籍県)		新役員(在籍県)
会長	香川 勝(香川県)	香川 勝(香川県)
副会長	水田 勝隆(高知県)	※ 川崎 寛典(高知県)
副会長	内山 幸光(広島県)	内山 幸光(広島県)
委員	原 史行(島根県)	原 史行(島根県)
委員	西浦 公子(鳥取県)	西浦 公子(鳥取県)
委員	人見 孝子(岡山県)	人見 孝子(岡山県)
委員	於土井 豊昭(山口県)	於土井 豊昭(山口県)
委員	原 俊司(愛媛県)	原 俊司(愛媛県)
委員	谷口 崇義(徳島県)	谷口 崇義(徳島県)
事務局長	野郷 光宏(香川県)	野郷 光宏(香川県)
監事	西岡 賦文(徳島県)	西岡 賦文(徳島県)
監事	清水 成真(鳥取県)	清水 成真(鳥取県)
顧問	山本 邦彦(鳥取県)	山本 邦彦(鳥取県)

規 約

【名称及び事務局】

第1条 本会は、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会（以下「本会」という）と称し、事務局を事務局長宅へ置く。

【目 的】

第2条 本会は、地域社会における青少年育成アドバイザー活動の資質向上を図るため、会員相互の連携、情報交換及び調査研究を行い、また、全国組織、関係機関等と連携し、促進することを目的とする。

【組 織】

第3条 本会の会員は、中国・四国各県の青少年育成アドバイザーで構成された組織とする。

【事 業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 県民会議、市町村民会議及び青少年育成団体組織との緊密な連携を図り、実践活動を推進する。
- 2 調査研究、研修会等の実施、並びに多様な情報メディアによる情報の収集と提供を行う。
- 3 青少年の国際交流、ボランティア活動の推進に支援・協力する。
- 4 その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【会員の種別】

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 「一般会員」第3条の組織。
- 2 「賛助会員」目的に賛同し、賛助会費を納めた個人・法人・団体。

【入退会手続き】

第6条 一般会員又は賛助会員の入退会手続きは、組織の会長より必要書面を本会会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

【役 員】

第7条 本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 2名
- 3 委 員 若干名
- 4 監 事 2名
- 5 事務局長 1名

【任 務】

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会 長 会を総務し、会務を統括する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。ただし、代行は役員会で決定する。
- 3 委 員 役員会を組織し、第14条2項を議決し、執行する。
- 4 監 事 業務及び財産を監査する。
- 5 事務局長 会務の事務・会計関連事項を処理する。

【顧 問】

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて役員会等において意見を述べるることができる。顧問は、会長が指名し、総会において承認を得る。

【役員を選任】

第10条 本会の委員、役員を選出、選任は次のとおりとする。

- 1 委員は、各県からの代表1名選出する。
- 2 会長、副会長は委員の中から選任し、総会において承認を得る。
- 3 事務局長は、会長が指名し、総会において承認を得る。
- 4 監事は、委員以外から選出し、総会において承認を得る。

【役員の任期】

第11条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1 補欠等により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 役員任期終了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

【役員解任】

第12条 役員が、職務の執行に堪えないと認められた時、また、役員にふさわしくない行為が認められた時は、総会の議決により解任することができる。

【会議】

第13条 本会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とし会長が招集する。総会の議長は出席者の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。

- 1 総会は、各県会長が指名した4名で構成し、毎年1回開催する。なお、総会の定足数は、総会構成員（各県4名 X 9県 = 36名）の2分の1以上の出席で成立する。ただし、委任状を含むものとする。議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 2 臨時総会は、役員会の要請により開催する。
- 3 役員会は、委員をもって構成し、毎年1回以上開催する。また、役員会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。なお、役員会の定足数は委員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、委任状を含むものとする。また、委員が出席

できない時は代理人を認める。議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。必要に応じて、また、役員会のなかに、必要に応じて、専門部会を設置する事ができる。

【議決事項】

第14条 総会及び役員会は、次の事項を議決する。

1 総会

- (1) 事業及び収支に関する事項
- (2) 役員選任に関する事項
- (3) 規約改正並びに運営に関する事項
- (4) その他、役員会での付議事項

2 役員会

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 監事は意見を述べることはできるが、議決権はない。
- (4) その他、会務の執行に関する事項

【経 費】

第15条 本会に関する経費は、「会費、臨時会費、寄付金、補助金、事業収入等」をもって、これに充てる。

第16条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 年会費（年間1回払い） 7,000円
- 2 賛助会費（年間1回払い） 5,000円

【会計年度】

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【個人情報の保護】

第18条 会員等の個人情報を取得及び利用する場合には、利用目的を明確にし、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報を取り扱うとともに、目的外利用はしない。

[付 記]

本会の規約は、平成9年2月16日より施行し、運営規定は別途定める。

本会の規約は、平成9年10月18日一部改正

本会の規約は、平成17年4月24日に改正して施行する。運営規定は別途定めない。

本会の規約は、平成30年6月9日一部改正

本会の規約は、令和2年6月13日(総会書面決議開催日)一部改正

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会

役員名簿

(任期：令和3年～4年度)

(役職) (氏名)	(自宅住所等・電話)	(各県役職)
会長 香川 勝	〒761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊183-1	会長 0877-86-2074
副会長※川崎 寛典	〒781-0315 高知県高知市春野町東諸木根1768	会長 088-841-0210
高知県事務局長：志手 清晴 〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1233-7 0889-22-5139		
副会長 内山 幸光	〒720-2111 広島県福山市神辺町上御領1930-2	会長 084-966-0731
委員 原 史行	〒699-0501 島根県出雲市斐川町学頭2022-1	会長 0853-72-2289
島根県事務局長：林 和博 〒690-2104 島根県松江市八雲町熊野2374-2 0852-54-2481 (兼FAX)		
委員 西浦 公子	〒681-0052 鳥取県岩美郡岩美町岩常269-2	会長 0857-72-2893
委員 人見 孝子	〒701-1131 岡山県岡山市北区日応寺1521-3	会長 086-294-5344
委員 於土井 豊昭	〒747-0848 山口県防府市華城中央一丁目18-32	会長 0835-21-0737
委員 原 俊司	〒790-0056 愛媛県松山市土居田町229-4	会長 089-974-8812
愛媛県事務局長：近藤 修一 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県県民生活課内		
委員 谷口 崇義	〒771-4266 徳島県徳島市八多金堂126-2	会長 088-645-1073 (兼FAX)
事務局長野郷 光宏	〒761-8076 香川県高松市多肥上町443-2	 087-889-2648 (兼FAX) 携帯090-5274-5189
監事 西岡 賦文	〒779-1101 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上40-1	 090-3789-8818
監事 清水 成真	〒682-0132 鳥取県東伯郡三朝町三徳1016	 090-2000-0286
顧問 山本 邦彦	〒682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿834-1	前会長 0858-43-2013

※新任

